（表）

消防法施行令第８条区画施工確認書

建築主住所
建築主氏名
建築物の敷地の位置

上記の申請に係る施工については、裏面記載のとおりとすること。
施工条件を遵守しない場合及び中間・完成検査時に不備点を指摘され、それを是正しない場合には消防用設備等の緩和は認められません。
内容等を変更される場合は、粕屋南部消防組合消防本部 予防課 指導係　へご相談下さい。
連絡先：粕屋南部消防組合消防本部 予防課 指導係　℡０９２－９３５－６３８９

消防同意番号　　年　　月　　日　第　　号
担当者名
建築物の用途
令８区画により別棟とされる部分　　用途
　　延べ面積　　㎡
規模　　延べ面積　　㎡（令８区画建物のみ）
階層　　地下　　階　・　地上　　階

・ 令８区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について
　　平成１９年１０月５日　消防予第３４４号
・ 令８区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて
　　平成７年３月３１日　消防予第５３号
・ 令８区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いに係る執務資料について
　　平成７年７月２８日　消防予第１６６号

上記通達等に従い施工を行うこと。

消防法施行令第８条区画されることにより緩和される消防用設備等

（裏）

１　令８区画を構成する壁又は床は開口部の無い「建築基準法施行令第１０７条第１項に定める通常の火災時の過熱に耐える時間が２時間以上の耐火性能を有する」耐火構造とする。（具体的に明記すること）

壁　～

床　～

２　ア　１の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から５０ｃｍ以上突き出していること。　□

イ　１の区画を設けた部分の外壁面又は屋根が、当該令８区画を含む幅３．６ｍ以上にわたる耐火構造である。　□

（ア・イの部分についても２時間耐火であること。但し屋根を除く。）
①　これらの部分に開口部がない。　□
②　開口部がある令８区画を介して接する相互の距離が９０ｃｍ以上確保されこれに特定防火設備である防火戸又は防火設備である防火戸が設けられている。□

３　令８区画を貫通する配管等について
貫通できる配管の限定
ア　給排水管（配水管に付属する通気管）
①　令８区画を貫通する配管がない。　□
②　令８区画を貫通する配管がある。
⇒　給水管、配水管又は配水管に付属する通気管である。　□

配管の外径制限
イ　②の配管の外径は２００ｍｍ以下
配管を貫通させるために令８区画に設ける穴が３００ｍｍ以下
貫通部の形状が矩形となるものは直径３００ｍｍの園に相当する面積以下
□

配管貫通のために令８区画に設ける穴相互の離隔距離
ウ　配管を貫通させるために令８区画に設ける穴相互の離隔距離は当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離以上であること（当該直径が２００ｍｍ以下の場合にあっては２００ｍｍ）　□

配管の耐火性能
エ　配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間以上であること　⇒⇒⇒　（財）日本消防設備安全センターの性能評定を受けたものを使用すること　□

配管貫通部の処置
オ　貫通部はモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等十分な気密性を有するとともに、当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有するよう施工すること　⇒⇒⇒　（財）日本消防設備安全センターの性能評定を受けたものを使用すること（施工方法についてもあわせて評定）　□